

令和４年度
清瀬市教育委員会の権限に属する
事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和３年度分）報告書



令和４年８月
清瀬市教育委員会

点検評価を生かした「新しい教育」の創造を目指す清瀬

2020 年 1 月、中国の武漢市で発生した新型コロナウイルスは瞬く間に全世界に拡散し、現在に至るまで 600 万人を超える死者と、6 億人に迫る罹患者を出すという未曾有の出来事となりました。我が国も例外なく、ウイルスは人々の健康だけでなくあらゆる領域において暗い影を落とし、こと学校教育については 3 か月間にわたる一斉休校、修学旅行や移動教室などの宿泊行事や運動会や合唱祭などの学校行事の中止、「一方向黙食給食」の実施、教科指導における調理実習や合唱活動の制限、そして卒・入学式など生涯一度きりの儀式的行事までもが変則的な形で実施せざるを得ない状況に陥りました。学校、教育委員会は子供たちの心、学びに対するケアに全力を傾けていますが、これら前例のない措置が、子供たちの成長発達にどのような影響をもたらすのか、収束が見えないコロナ禍の中、保護者や教育関係者の不安は深まるばかりです。

反面、コロナ禍は変わろうとしても変わることができずにいた教育に、変化の波紋を投げかける結果にもなりました。一例をあげるとすれば、4,600 億円という莫大な国家予算を投入した GIGA スクール構想による「教育のパラダイム転換」です。児童・生徒一人一人に手渡された端末は教室の風景を変えることでしょう。いや、現在の延長線上にはない未来を、力強く生き抜く力を子供たちに育むためには、なにがなんでも変えなければなりません。

近未来の教室の風景をキャッチコピー的に表現すれば以下のようなになるはずです。

教科書と黒板とチョークを使って	GIGA 端末を始めあらゆる道具を使いながら
① みんな一緒に	① 時に一人で、時にペアで、時にグループで、時に全員で
② 同じ内容を	② 時にそれぞれが設定した課題を、時に同じ課題を
③ 同じ方法で	③ 時に自らが考える最適な方法で、時に同じ方法で
④ 同じ場所で	④ 時に教室で、時に図書室で、時に校外で、時に自宅で
⑤ 同じ時間をかけて	⑤ 時に自ら時間を管理しながら、時に同じ時間の中で
先生が教える教育スタイルから	時に教わり、時に自ら学び、時に共に学び合う教育スタイルへ

令和 3 年 1 月に中教審が答申した「令和の日本型学校教育」は、このような教室の風景の中で実現されていきます。GIGA 端末など ICT 機器はそのための大変重要なツールであって、今こそ学校は、また教育関係者は、未来の教室の風景を思い描きながら、ICT 機器の積極的な活用を通して「個別最適な学び」と「協働的な学び」がベストミックスされた授業を、力を合わせて創り上げていかなければならない時であると確信しています。

社会情勢の変化も「教育のパラダイム転換」を求めています。人生 100 年時代を目前に控え、20 歳代前半までキャリアの実現のために学び、その後 40 年間は収入を得るための勤務に従事し、60 歳前半に迎える定年後は自らが生きがいを得るために学ぶ、という人生設計はすでに崩壊しています。

「変化の激しい社会を生き抜くためには、毎日 15 分ずつでも歯磨きの如く学び続けることが必要」といわれるように、society5.0 時代はリカレント教育を含む生涯学習がますます重要になることは必然です。現在展開している生涯学習講座はもとより、生涯学習機関である図書館や博物館も、いつでもだれでも、どこにいても、興味や関心に基づいて学ぶことができる機能がますます求められることになるでしょう。

このことは同時に、家庭教育、就学前教育、学校教育、生涯学習といった「学びのプラットフォーム」の接続や、学校を取り巻く各種関係機関との連携についても見直しと強化を迫ることになります。人の学びと成長を樹木に例えるとすれば、多様な人の手を借りながら、家庭教育で「学びの根っこ」を育て、就学前教育で芽吹かせ、学校教育で「幹」を育て、そして生涯学習を通して太く育った「幹」に「果実」を実らせ、多くの人に食してもらうことで、樹木としての寿命を迎えるまで生きがいをもって社会に貢献し続けるという、連携・連続・一貫した学びと成長を具現化していくイメージです。

いざ、現状に目を転ずると、社会システムによって学びや成長が分断され、様々な面で「歪み」が顕在化しています。「だれ一人取り残さない教育」を掲げる「令和の日本型学校教育」の実現を目指すのであれば、連携・接続は一つの解となり得るはずです。

例えば「虐待」は家庭教育と就学前教育との連携によって未然防止が機能しやすくなりますし、「小 1 プロブレム」は就学前と学校教育との接続によって解決が期待できます。また「いじめ」は家庭や就学前機関、学校や多様な教育支援機関との連携で問題の芽を摘むことができますし、地域と連携・協働しつつ小中学校において「社会に開かれた教育課程」の編成・実施や、「生涯学び続ける資質・能力」の育成を図ることができれば、学力向上のみならず、生涯学習の一層の充実につながることは間違いありません。

縷々、これからの教育の姿について私なりの考えを述べてきましたが、本市「教育総合計画マスタープラン」は、今、この時、すなわち「現在」の教育の充実を図るためだけの計画ではありません。これまで論じてきたように、未来社会を見据え、不透明で不確実な世の中を力強く生き抜くことができる個人、市民、国民として子供たちを成長させるために、どのような教育を展開すればよいのか、また 7 万 5 千市民が生きがいをもって人生 100 年を生きるにはどのような施策を展開すればよいのかを示し、それを社会総がかりで実現

を果たしていこうとする「未来志向型の計画」であると自負しています。

点検・評価事業については、昨年から引き続き十文字女子大学の塚田昭一先生にご指導いただくことになりました。加えて、これまで長きに渡り本事業にご尽力くださった、国立教育政策研究所の橋本昭彦総括研究官の後任として、同研究所の植田みどり総括研究官をお迎えし、厳しくも的確、暖かくも妥協なきご意見やご指摘を頂くことができました。お二人の先生方には、この場をお借りして心から御礼申し上げます。

詳細は本文をお読みいただきたくと思いますが、塚田先生からは、事務局内の連携・協働体制の強化による「新たな発想によるチャレンジ」という、まさに未来志向のご助言を、また植田先生からは、点検・評価事業を「改善」に結びつけるための行政サイクルの構築と共に、マスタープラン全体を評価可能とする重点事業の位置づけや、選定の妥当性などについてご指摘いただきました。

これらご指導いただいた課題と共に、研究と試行錯誤を繰り返しつつも、私たちの中で未だ納得解に至らない、適切な評価指標（評価のモノサシ）の設定や、妥当な評価を行うための手法の開発、重点事業及び点検・評価の対象事業の選定方法などについても、次年度に向けて引き続き研究・改善に取り組んでまいります。是非、市民の皆様からも本報告書の内容についてご意見をお寄せ頂き、共に「未来の清瀬の教育」を創り上げる「同志」となっていいただければと念じます。

古今東西「歴史の転換点」では必ず大きな「出来事」が起きています。14世紀に大流行したペストによってヨーロッパの人口の三分の一が命を落としましたが、その後急速に近代化が進みました。約100年前のスペイン風邪は、全世界の一億人以上の尊い命を奪いましたが、そのために医療が飛躍的に進歩しました。

今、日本中を苦しみに巻き込んでいるコロナも、我が国の教育における「歴史の転換点」にしなければなりません。その「転換点」に、今私たちはいるのです。

次世代の教育の姿である「令和の日本型学校教育」の具現化と共に、本市教育の目標である「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の実現を目指して、私たち清瀬市教育委員会は、これからも「未来に向けた新しい教育の創造」に挑戦し続けます。

令和4年8月22日

清瀬市教育長



目次

第1	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の実施について	1
第2	長期総合計画・実行計画と総合教育計画マスタープラン実行計画について	2
第3	第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要	3
	令和3年度教育委員会事業一覧	5
	令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票一覧	7
第4	令和3年度点検評価	9
	1. 情報教育推進事業 ICT 教育の推進	11
	2. 清瀬市公共施設再編計画策定	12
	3. ICT 教育の推進／図書館を使った調べる学習コンクールの実施	13
	4. 東京 2020 大会関係事業	14
	5. 児童センター空調・換気設備改修工事	15
	6. 図書館を使った調べる学習コンクールの実施	16
第5	点検・評価に関する有識者からの意見について	17
	清瀬市教育委員の活動状況	19
<資料>		
	清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱	25

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について

1 はじめに

清瀬市においては、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくため、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の点検及び評価（以下「点検評価」という。）を毎年実施しています。

平成 19 年 6 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され（平成 20 年 4 月 1 日施行）、教育委員会は、その教育行政の事務事業の執行管理について自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告を作成し、議会に提出するとともに公表することとされました。

これを機会として清瀬市教育委員会は、各事業の成果効果を検証し、事業内容や教育の質を向上させてきました。職員が事務の点検評価を行うことを通して、市民や関係機関、市役所内外の各部署と協働を進めています。

2 点検・評価の対象と目的

平成 29 年度に策定した「第 2 次清瀬市教育総合計画マスタープラン」（以下、「第 2 次マスタープラン」）の基本理念の 5 つの柱と 16 の施策の方向性を実現のため実行計画を作成しています。

実行計画の中から特に各課・各館が力を入れて取り組みをした事業を点検評価の対象としました。外部評価委員の点検を受け、事業の目的・目標、施策の取組状況と成果・課題を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図り、市民の方々へ報告することを目的としています。

3 点検・評価の客観性

点検・評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、施策及び事業の進捗状況等について意見を聴取する機会を設けることとします。

第2 長期総合計画・実行計画と教育総合計画マスタープラン実行計画について

第4次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。まちづくりは、行政だけではなく、清瀬に住む市民や、市民活動団体、大学、企業、行政機関などと協働して行うことが求められています。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民と行政のお互いの役割分担と協働して成し遂げることを明示し、めざすべきまちの将来像を実現するための計画です。

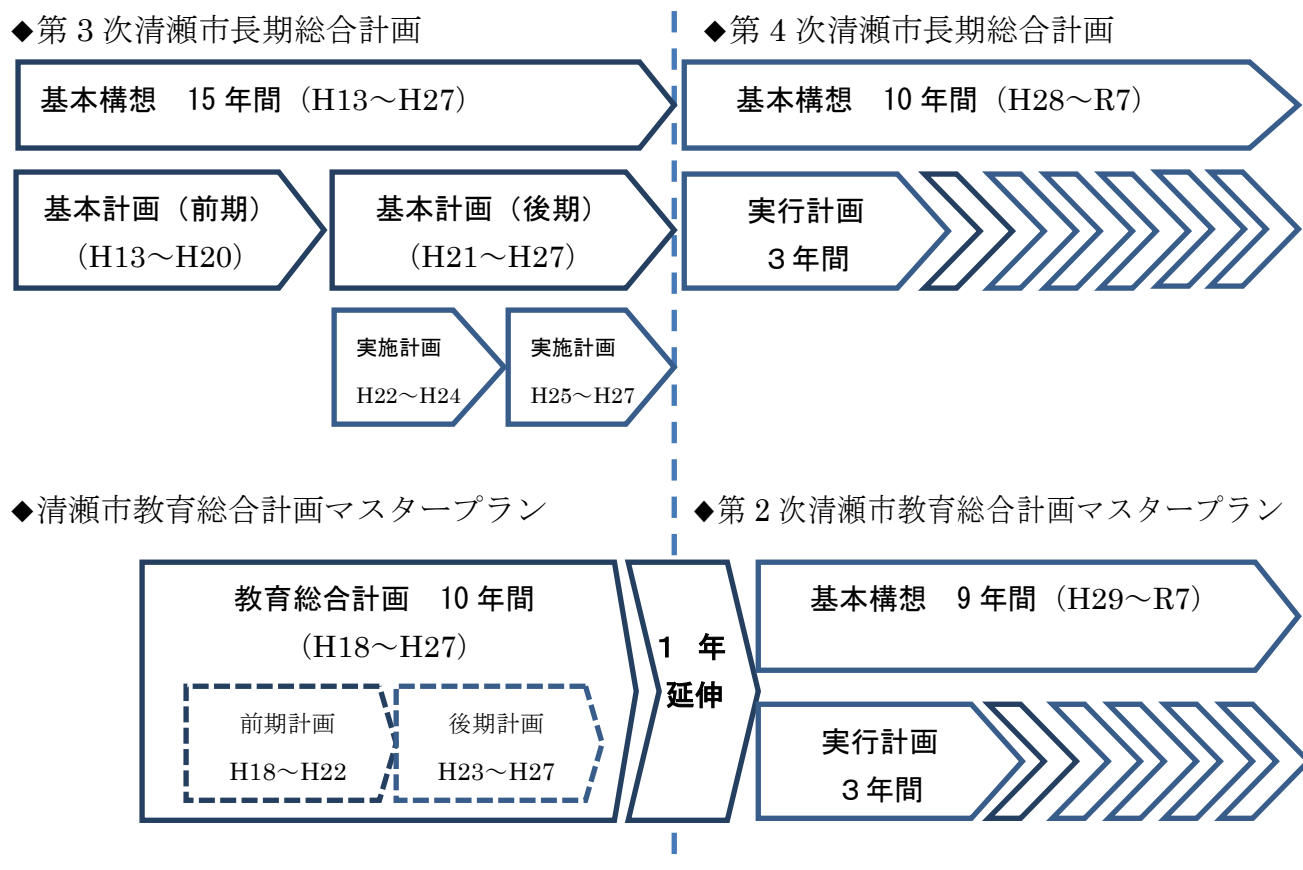
長期総合計画の構成は「基本構想」と、それを実現する「実行計画」の二層構造とし、前者の計画期間を10年、後者を3年とすることで、これまでよりわかりやすく、実効性のある計画を目指しています。

長期総合計画・実行計画の詳細は以下のURLから
詳細がご覧いただけます。

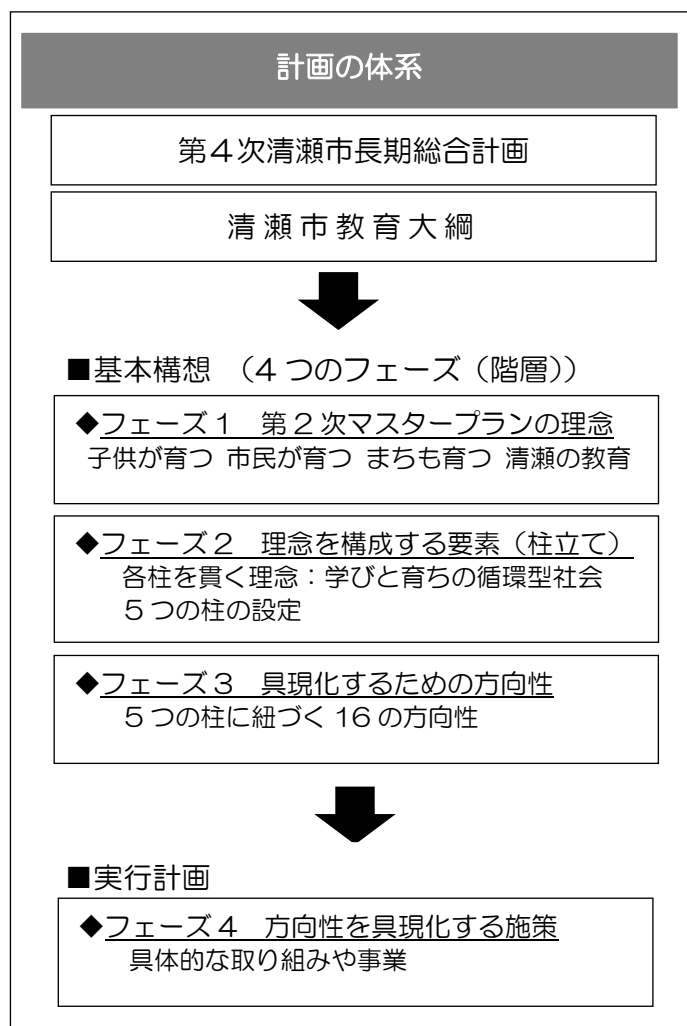
<https://www.city.kiyose.lg.jp/siseijouhou/keikakusisa/ku/kihonkousoukeikaku/1004591/1004593.html>



清瀬市長期総合計画と教育総合計画マスタープランの計画体系



第3 第2次清瀬市教育総合計画マスタープランの概要



教育基本法第17条第2項に規定する「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」に位置付けられます。

清瀬市教育総合計画マスタープランは、いわば長期総合計画の教育分野に係る個別計画の役割を果たし、学校教育と生涯教育について取組みの指針や方向性を示すものです。

本計画は、「基本構想」と「実行計画」からなる2層構造の体系とし、構成する要素を4つのフェーズ（階層）に分けました。

フェーズ1は基本理念、フェーズ2は理念を構成する柱、フェーズ3は柱を具現化するための方向性、フェーズ4は方向性を具現化する事業となっています。

基本構想で示された5つの柱と方向性については、以下のURLから詳細がご覧いただけます。

<http://www.kiyose.ed.jp/gaiyou/mokuhyoukeikaku/2000110.html>



◇基本構想の概略

基本理念

「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」

基本理念の実現のため、5つの柱と、それぞれの柱に施策を16の方向性から実行で支えています。

○柱1. 健幸で生きがいのある学び・活動を支援します

- 方向性1 市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援
- 方向性2 生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進
- 方向性3 「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供

○柱2. 家庭の教育力向上を支援します

- 方向性4 保護者への様々な学びや交流の場の提供
- 方向性5 家庭の教育力向上のための普及・啓発
- 方向性6 子育て、教育、生き方にかかわる支援体制の構築

○柱3. 学力を保証し健やかな心と体を育てます

- 方向性7 「確かな学力」の育成
- 方向性8 学びの関心や意欲を高めるための教育の推進
- 方向性9 豊かな心と撓(しな)やかで強(したた)かな心の育成
- 方向性10 運動習慣の確立による体力の向上
- 方向性11 教育環境の整備

○柱4. 郷土の自然や文化への学びを支援します

- 方向性12 日本の良さ、清瀬の魅力を理解し、内外に向けて発信する力の育成
- 方向性13 清瀬の文化や歴史を深く学ぶことのできる機能の強化
- 方向性14 体験を通じた郷土文化の継承と郷土愛の醸成

○柱5. 地域の力で清瀬の教育をつなぎます

- 方向性15 世代を超えた地域コミュニティの構築
- 方向性16 地域の力を学校に生かす仕組みづくりの推進

◇資料◇

令和3年度教育委員会事業一覧（5～6ページ）

教育委員会が実施する主な事業の一覧です。

実施する事業を中央に記載し、左側から教育総合計画マスタープランの基本構想「柱」と「方向性」の番号を記載しています。取り組み項目の右側に長期総合計画の施策番号を記載しています。令和3年度重点事業には●、外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業には◎印をつけました。

令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票一覧（7ページ）

外部評価委員の外部ヒアリングを受ける事業を一覧表にしました。

令和3年度 教育委員会事務事業一覧（長期総合計画施策、総合教育計画マスタープラン柱方向性対応表）

●令和3年度重点事業 ◎外部評価の対象事業

柱	方向性	事務事業名	取り組み項目	令和3年度 重点事業	外部評価 対象事業	長期 総合計画 施策番号
1	1	文化活動振興事業	生涯学習活動方針策定	●		122
			石田波郷俳句大会（投句数11,500句）			122
			清瀬フロイデハルモニーマニ市制施行50周年記念演奏会			122
	1・3	文化活動振興事業	東京2020大会関係事業	●	◎	123
			市民講座の再構築（シニアカレッジ、一般教養講座等）			122
	2	図書館運営管理事業	ボランティア養成・育成（図書館サービスボランティア30人）			122
			清瀬けやきホール運営管理事業			123
			清瀬山運動公園等管理事業			123
			指定管理者の事業計画に基づく運営・管理			123
			スポーツ施設の維持補修（駐車スペース20台新設）			123
1.2	2.4	図書館運営管理事業	下宿地域市民センター・体育館耐震補強及び大規模改修工事			123
			図書館施設維持管理事業			532
			中央図書館（躯体調査）			122
			事業の実施（読書交流会3回）（子ども会、DVD鑑賞会等子ども向け事業18回）			122
1	3	体育等振興事業	多摩六都科学館事業「たまろく図書館」参加			331
			指定管理者の事業計画にもとづく運営管理			331
			児童センター事業			331
1	3	体育等振興事業	空調・換気設備改修工事	●	◎	331
			地域内での健康増進・交流促進（美しくウォーキング）			123
			陸上記録会等の実施(オリンピックの活用)			123
1	3	体育等振興事業	スポーツボランティア制度の運用実施			123
						123
						123
2	5	図書館運営管理事業	ブックスタート事業（乳幼児に絵本等配布）			122
			地産地消推進事業（学校教育）			321
	6	小学校就学援助事業 中学校就学援助事業	学校への地場産物活用、推進体制の見直し検討			321
			小・中学校就学援助（給食費、学用品費等）、入学児童・生徒の新入学学用品費の先行支給			213
			新基準の適用			213
	6	児童クラブ運営管理事業	就学援助システムの更新			213
			冬季下校見守りバトロール実施			213
			清瀬小学校第2児童クラブ（拡充）			213
	6	教育相談センター運営管理事業	指定管理者制度導入（新規3カ所）			213
			教育相談センターの運営（悩みや困難を抱えた児童・生徒・保護者の課題解決、教育相談の実施、学校適応支援、スクールソーシャルワーカーによる対応等）	●		332
3	7	児童・生徒健全育成事業	教育相談センター機能の移転準備	●		332
			健全育成委員会の活動支援、あり方検討			321
			特色ある教育活動事業			321
			特色ある学校づくり・校長の経営力の向上（校長によるプレゼンテーションとその査定による予算配当、教育委員会向けの校長による説明会の実施）			321
			学校プロモーションビデオの作成			321
	8	学力向上推進事業	市学力調査			321
			外国人英語指導助手（時間数増）			321
			体験型英語学習活動事業			321
	8	図書館運営管理事業	事業実施（150人）			321
			小中学校との連携強化（小学校選定教科書の追加図書購入、学校への図書搬送）			122
			情報教育推進事業	●	◎	321
			校内ネットワーク環境の整備検討（GIGAスクール構想）			321
3	8	研究指定校等推進事業	学力格差解消推進校事業（八小・清明小）			321
			プログラミング教育の実施（全校）			321
						321
						321
	8	小学校施設維持管理事業 中学校施設維持管理事業	通常維持管理の実施（遊具の更新 三小、七小）			321

令和3年度 教育委員会事務事業一覧（長期総合計画施策、総合教育計画マスタープラン柱方向性対応表）

●令和3年度重点事業 ◎外部評価の対象事業

柱	方向性	事務事業名	取り組み項目	令和3年度 重点事業	外部評価 対象事業	長期 総合計画 施策番号
3	9	研究指定校等推進事業	オリンピック・パラリンピックの各種事業への参加（競技観戦（小学校5、6年、中学生））			321
		児童・生徒健全育成事業	「命の教育」にかかわる体験活動の実施			321
			「清瀬市道徳郷土資料集」冊子化			321
		学力向上推進事業	「清瀬の100冊」購入・活用			321
	10	研究指定校等推進事業	オリンピック・パラリンピック教育の推進事業の充実（全校）			321
		小学校空調設備整備事業	屋内体育施設空調設置実施設計（全小中学校）	●		321
		中学校空調設備整備事業		●		321
	11	児童・生徒安全推進事業	通学路安全対策推進協議会による安全対策推進			112
		小学校施設維持管理事業	給食室給湯システム・給水給湯配管改修工事（芝小、十小）			321
		中学校施設維持管理事業				
		小学校校舎改造事業	トイレ改修工事（清瀬小トイレ洋式化等）			321
		小学校校舎改造事業	給食室改修工事（清瀬小）			321
		事務局一般事務事業	学校の適正規模・適正配置に向けた調査、検討	●	◎	532
		事務局一般事務事業	小中学校プールの運用及び改修計画検討			532
3.5	11	児童・生徒安全推進事業	清瀬市通学路交通安全プログラムに基づく通学路合同点検（八小、十小、清明小）			112
5	15	児童・生徒安全推進事業	スクールガード養成、見守りボランティア推進			112
	16	学校支援本部事業	学校支援地域本部の設立・運営の推進（13校）			322
			地域支援コーディネーター研修実施・育成（13人）			322
			生涯学習スポーツ課 土曜日、夏季休業中等の教育活動支援、地域との合同行事の企画運営等			322
			コミュニティスクールに向けたあり方検討			322
	16	コミュニティハウス事業	整備			322
		放課後子ども教室推進事業	「まなべー」教室全公立小学校実施			331
			生涯学習スポーツ課 学童クラブとの連携事業の実施			331

令和3年度 重点事業報告書兼点検評価個票一覧

柱	方向性	事務事業名	取り組み項目	長期 総合計画 施策番号
1	1	東京2020大会関係事業	気運醸成事業の実施（講演会、シティドレッシング等）	生涯学習スポーツ課 123
1.2	2.4	児童センター事業	空調・換気設備改修工事	生涯学習スポーツ課 331
3	8	情報教育推進事業	校内ネットワーク環境の整備検討（GIGAスクール構想）	教育総務課 教育指導課 321
3	11	事務局一般事務事業	学校の適正規模・適正配置に向けた調査、検討	教育総務課 532

※図書館は、令和3年の長期総合計画・実行計画に該当事業の記載がないため一覧はありません

第4 令和3年度点検評価

◇点検評価対象事業について

【教育総務課】

○情報教育推進事業 ICT 教育の推進

児童・生徒 1 人 1 台の端末配備、設定作業及び各学校の高速大容量ネットワークの構築により、令和 3 年 9 月から本市における GIGA スクール構想が本格的に稼働でき、市内全校で授業に端末を活用できる環境を整備しました。また家庭でのオンライン授業の実施に向け、自宅でタブレット端末の充電ができるよう AC アダプタを全児童・生徒分調達し、新型コロナウイルス感染症拡大時期にオンラインを活用した授業を可能としました。

○清瀬市公共施設再編計画策定

清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）の所管である企画部と連携しながら、令和 3 年 9 月に同計画の策定に至りました。教育委員会としては、施策の方向性を 11、教育活動において適正な配置及び規模の学校づくりを実現することとし、清瀬小学校を中心とした地域レベルの公共施設再編に参画しました。

【教育指導課】

○ICT 教育の推進/図書館を使った調べる学習コンクールの実施

端末を活用した授業改善の一つとして、総合的な学習の時間を核にした探究学習を推進することとし、その成果を発揮する機会として本コンクールを位置付け、市図書館と協働してコンクールへの参加に向けた ICT 及び学校図書館の活用に関する研修の充実を図りました。＊事業は施策の方向性 8 としています。

※ 令和 3 年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査設問（39）「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」についての肯定的回答は、小学校 78.7%、中学校 68.7%であった。今後、この設問について、令和 4 年度の結果を検証し、評価する予定。

【生涯学習スポーツ課】

○東京 2020 大会関係事業

1 年延期となった大会の実施に向けて、前年度から引き続き気運醸成の取組を行うと共に、大会のレガシーを継承する取組を予定していましたが、コロナ禍で思い通りの事業展開とはなりません。事業は施策の方向性 1（市民ニーズに応じた生涯学習活動の支援）、評価の指標はこの一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合としていますが、この指標に関しては今後見直しを検討しています。

○児童センター空調・換気設備改修工事

適切な室温管理と新型コロナウイルス感染症拡大防止のための十分な換気のために実施しました。事業は施策の方向性 2（生涯学習施設の学びとコミュニティ機能の推進）と方向性 4（保護者への様々な学びや交流の場の提供）としています。指標は、子どもや若者が地域で見守られていると思う人の割合としており、令和 4 年度にアンケート調査を実施する予定です。

【図書館】

○図書館を使った調べる学習コンクールの実施

図書館にある本やパンフレット、新聞等を使って調べ学習を行い、作品としてまとめたものを審査します。市内の小学生、中学生を対象に令和 3 年度に第 1 回のコンクールを実施しました。施策の方向性 3（「生きる力・考える力」を高め、伝えるための世代を超えた学びの場の提供）、評価の指標はこの一年で図書館に行ったことのある人の割合としています。

令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票

事務事業名	情報教育推進事業 I C T 教育の推進
-------	----------------------

施策体系（長期総合計画）

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	32	321	1

施策体系（教育総合計画マスタープラン）

柱	方向性	令和3年度末までに目標とする効果（姿）		
3	8	ICTを通じて個別具体的な指導が実現できるよう、児童・生徒1人1台の端末を授業に十分活用可能な環境を整備する。		
指標名 長期総合計画		321 「生きる力」「考える力」を育む学校教育		
現状値（令和3年度）		目標値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和7年度）
GIGAスクール構想事業推進		継続	継続	更新に向けた準備

重点とする事業

事業名	G I G Aスクール構想 (柱1・方向性8・児童・生徒1人1台の端末を授業に活用できるように、整備する)
開始当初	○児童生徒1人1台の端末配備及び設定作業。並びに各学校への高速大容量ネットワークの構築 ○配備した端末とネットワークについての保守を実施
年度最終 (年度末までに 目標とする効果 に対しての状 況)	○児童生徒1人1台の活用に必要な整備はほぼ完了した。 次年度も、児童生徒が1人1台の端末を滞りなく使用できるようハード面での運用管理を徹底する。 ○年度更新の際必要な保護者宛の通知などを含めた運用管理マニュアルを学校へ配布し、管理体制を構築した。 ○家庭でのオンライン授業の実施に向けて自宅でタブレット端末の充電が出来るように、ACアダプタを全児童生徒分調達した。そのため、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う感染防止対策として、オンライン授業への移行が実現できた。今後は、各家庭のネットワーク環境の課題が残った。
評価委員会(二 次評価)での意 見及び評価	○児童生徒1人1台の端末配備、設定作業、及び各学校への高速大容量ネットワークの構築を実施し、9月から市内全校で本格的に移働開始でき、コロナウイルス感染拡大時期にオンラインを活用した授業を実施することができ、学校での感染拡大防止に効果があった。 ○令和4年度に向けて配備したタブレット端末の保守で主に2つの課題が新たにみえた。1点目は、児童生徒数の増減に伴う学校間の端末の運搬やセッティングと新入生のアカウント登録などの年次処理が、4～5月の繁忙期と重なるため、学校へのスピーディな対応や市教委への負担で課題があること。2点目は、故障端末の修繕予算が十分に確保できていない(金額を見込むことが難しい)ことやある程度数量を纏まってからでないと修繕発注ができず故障機を抱えることになったり、学校からの故障機の引取り、学校への復旧機の引渡しと再セッティングなどの作業が発生し、学校側にとってはすぐに対応してもらえないというストレス、市教委はイレギュラーな業務による負担が大きくなるという点である。次年度以降は、これらの課題解決に向けた目標の設定を考えたい。
方向性を同じく する事業や 特にアピールす るものがあれば 記載	
外部評価委員意 見	GIGAスクール構想に基づくハード面の整備(児童生徒1人1台端末の整備)が、100%完了されただけでなく、家庭でのオンライン授業実施に向けた管理体制の構築は、コロナ禍においても子どもたちの学びを止めない環境を保障するものであり、市民への説明責任を果たしてきたと大いに評価できる。今後、「清瀬市 教育の情報化推進計画(令和2年12月)」に記載されている「デジタル教科書の整備」など、ソフト面の整備が急務であり、令和4年度以降の目標値には、ハード面の整備を単に継続するだけでなく、ソフト面の整備やICTを活用して指導できる教員の育成など、段階的な目標値の設定が必要である。そのためには、教育総務課、教育指導課による更なる連携協働体制の確立が重要である。

教育総務課

財務科目・総事業費（予算額）		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	1	教育総務費
目	3	教育指導費
事業番号	9	情報教育推進事業
総事業費(円)	23,839,000	

令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票

事務事業名	清瀬市公共施設再編計画策定
-------	---------------

施策体系（長期総合計画）

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
5	53	532	1

施策体系（教育総合計画マスタープラン）

柱	方向性	令和3年度末までに目標とする効果（姿）		
3	11	教育効果を高めるため、教育活動において適正な配置及び規模の学校づくりを実現する。		
指標名 長期総合計画		522 組織の強化と業務変革の推進		
現状値（令和3年度）		目標値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和7年度）
清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）の策定		清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画の策定（令和4年度から令和5年度までの2か年で策定）	清瀬市新校開設に向けた基本構想及び基本計画の策定（令和4年度から令和5年度までの2か年で策定）	設計の実施

重点とする事業

事業名	清瀬市公共施設再編計画策定 (柱3・方向性11・より教育効果の高まる清瀬市立学校の適正規模・適正配置のための再編計画を策定する)
開始当初	○清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針答申書（令和元年度）を受け、令和2年度に教育委員会において政策決定をした同基本方針に基づき、第二次清瀬市教育総合マスタープランで描く本市教育の将来像を、学校の適正規模・適正配置の面から実現するため、コロナ感染防止のために延期されていた、学校関係者・保護者・住民との意見交換を実施し、合意形成を得て、公共施設再編計画を作成する。
年度最終 （年度末までに目標とする効果に対しての状況）	○清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）の策定により清瀬小学校及び第八小学校の再編が記載された。 新型コロナウイルス感染症の拡大の中ではあるが、PTA、保護者及び地域住民を対象とした対面での意見交換会を13回開催、HPに説明動画を掲載し意見募集や、手紙による説明動画の周知、一斉メールを活用した保護者へのYouTubeによる動画提供、意見収集フォームの作成、パブリックコメントの実施等、市民参画の機会を多様な手法により実施し、計画の策定を進めた。 次年度は、プロポーザルによりコンサル業者を決定し、庁内体制を整えつつ、新たな学校づくりのイメージを具現化すべく、保護者や市民を始めとして多様な手法で広く意見を募り、市民参画による検討委員会を設置して新校設置基本構想及び基本計画を策定する。
評価委員会（二次評価）での意見及び評価	○PTA、保護者及び地域住民を対象とした対面での意見交換会を計13回実施し、計129名の参加をいただいたほかパブリックコメントを実施するなど、市民の皆さんのご意見等を反映させる市民参画による計画づくり、学校再編等の方向性を見出すことができたことは、市民目線にたった教育環境の整備、学校づくりの推進として評価ができる。 ○「清瀬市立学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を踏まえて策定した清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）において、市内全域に係る小中学校の再編計画には至らなかったものの、清瀬小学校と清瀬第八小学校との統合、小中一貫校を視野に入れた検討などを計画決定したことは、いわゆる中1ギャップや家庭・地域の社会性育成機能の低下などの課題に対し学校に期待される役割を検討する機会を確保できたとともに、教育活動において適正な配置及び規模の学校づくりを推進できたものとして一定の評価ができる。 ○3棟ある清瀬小学校の校舎は、築48年から築58年と老朽化が進んでいること、そして3棟に分かれていることに加え、上層部での連絡通路もないことから、児童の移動や教員の緊急対応等において運営上のしづらさなどがあったが、清瀬小学校の校舎の改築時期に関して具体的な年次を政策決定できたことにより、施設面での教育環境の整備をより一層推進できたものとして評価できる。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	○清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）の策定過程において整理された各課題に関して、教育分野に長けたコンサルをプロポーザル方式により選定することにより、令和4年度から令和5年度にかけて、未来に向けて一層質の高い教育を実現することができよう、市民公募委員を含めた検討委員会において十分に検討をしていただいたうえで、教育委員会として新校に係る基本計画及び基本構想を策定していく。 ○清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）の策定にあたり、保護者等へ策定した計画の周知をしたとともに、その際に保護者と児童へのアンケートを実施し学校づくりへのご意見をいただいていることから、これらのご意見等を、令和4年度及び令和5年度策定の基本構想及び基本計画へ反映させていく。
外部評価委員意見	学校の適正規模・適正配置の問題は、学校の維持管理の問題だけではなく、公共施設としての市民の関心も高い問題である。児童生徒、保護者や地域住民の意見を収集しながら計画立案をするとともに、広く納税者である市民の意見にも耳を傾ける必要がある。しかし全てを反映できないので、なぜこのような計画になるのかという理由や根拠を的確に示しながら再編計画の策定及び実施をすることが重要である。 清瀬市公共施設再編計画に基づいて、市長部局の関係機関と連携しながら、中長期的な視点に立って、再編計画を実施することが求められるが、人口変動や社会構造の変動などの将来推計を意識しながら、何が市にとって及び市民にとってベストバリューなのかという観点から、ソフト、ハード両面を意識した施設設備の再建計画の実施を期待したい。

令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票

教育指導課

事務事業名	ICT教育の推進/ 図書館を使った調べる学習コンクールの実施
-------	-----------------------------------

財務科目・総事業費（予算額）

施策体系（長期総合計画）

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	32	321	1

会計	—	—
款		
項		
目		
事業番号		
総事業費(円)	なし	

施策体系（教育総合計画マスタープラン）

柱	方向性	令和3年度末までに目標とする効果（姿）			
3	8	GIGA端末を使った指導方法の工夫や教育機器の適切な活用による学力の向上			
3	8	児童・生徒の興味・関心を高め、意欲的に学習する態度を育成し、学力向上を図る			
指標名 長期総合計画		321 全国学力・学習状況調査における平均正答率			
現状値（令和3年度） ※〔 〕は目標値		目標値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和7年度）	
小学校6年国語－1.7P〔－4.0P〕 小学校6年算数－1.2P〔－2.0P〕 中学校3年国語＋1.4P〔±0.0P〕 中学校3年数学＋1.8P〔±0.0P〕		小学校6年国語 －3.0P 小学校6年算数 －1.5P 中学校3年国語 ＋1.0P 中学校3年数学 ＋1.0P	小学校6年国語 －2.0P 小学校6年算数 －1.0P 中学校3年国語 ＋1.5P 中学校3年数学 ＋1.5P	小学校6年国語 ±0.0P 小学校6年算数 ±0.0P 中学校3年国語 ＋2.0P 中学校3年数学 ＋2.0P	

重点とする事業

事業名	【学力の向上】①主体的、対話的で深い学びの実現 (柱3・方向性8・GIGA構想の実現に向けて、一人一台端末の配備と活用に向けての教員の資質の向上) (柱3・方向性8・「図書館を使った調べる学習コンクール」の開始と全校実施に向けた準備・発信)
開始当初	○各校の校内研究の状況を把握し、教育委員会訪問等を通じて、校長が教育の内容や方法等の研究・研修を充実出来るよう支援する。 ○「図書館を使った調べる学習コンクールin きよせ」を市図書館と協働して実施し、各校における総合的な学習の時間を核にした探究学習を推進する。（清瀬の100冊読書感想文コンクールは校内での読書活動の取組として位置付けを再考する。） ○児童・生徒の情報モラルの確実な育成を図る。教員のICT活用に関わる資質の向上を図る。ICTを活用した効果的・効率的で分かりやすい授業、日常的に機器を活用する授業が行えるように支援する。
年度最終 （年度末までに目標とする効果に対しての状況）	○一人一台端末の導入による、授業形態の6つの段階（学年全体への一斉配信授業～地域人材を活用したハイブリッド授業）を学校に提示。この段階を指標にして、数年かけて全教員が最終段階までできるよう活用技術を身に付けられるようにする。 ○次年度学校経営方針及び教育課程に図書館活用の記載を依頼し、計画的な探究学習を全校で実施の予定。
評価委員会（二次評価）での意見及び評価	○各校において、所属する教員が、一人一台端末の導入による授業形態の6つの段階のどの段階にあるか、管理職の授業観察によりチェックを行い、実態に応じて学校ごとに校内研修会を実施した。※令和3年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査設問（27）「あなたは学校で、コンピュータなどのICT機器を、他の友達と意見を交換したり、調べたりするために、どの程度使用していますか」についての肯定的回答（週1回以上又はほぼ毎日）は、小学校34.8%、中学校11%であった。この設問について、令和4年度の結果がどのように変化しているのか今後掲載予定（8月末）。 ○校長研修会及び情報教育推進委員会において、組織的に進める探究学習についての研修会を大学等と連携して実施。※令和3年度全国学力・学習状況調査における児童生徒質問紙調査設問（39）「総合的な学習の時間では、自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいますか」についての肯定的回答は、小学校78.7%、中学校68.7%であった。この設問について、令和4年度の結果がどのように変化しているのか今後掲載予定（8月末）。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	○令和4年度は、一人一台端末の導入による、授業形態の6つの段階を踏まえた、教員のICT活用スキルチェックを行い、課題のある教員を対象とした悉皆研修（ベースアッププログラム）を実施する予定である。（8/25、8/30） ○校長研修会において、「図書館を使った調べる学習」の専門家を招聘し、組織的に進める探究学習についての研修会を実施した。（5/27）
外部評価委員意見	ICTや図書館の活用は、子ども自ら課題を見いだしながら調べるといった「情報活用能力」の観点から、新しい時代に求められる力の育成が期待できる。この力の育成のために、教員のICT研修や図書館を使った調べる学習コンクールの取組は、新しい発想でのチャレンジ精神が伺える。特に、1人1台端末導入期から拡大期までの6つの指導段階を各学校に示されたことは、清瀬市の子どもたちがどの学校でも公平にICT教育を受けられることを保障するものであり、大いに評価できる。しかし、これらの取組が指標である学力にどのように結びついたのか、その関連が見えない。例えば、全国学力・学習状況調査の学校質問紙や児童生徒質問紙などを利用し、事業の取組と指標との関連が結びつく根拠となるデータを示していただきたかった。

令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票

生涯学習スポーツ課 生涯スポーツ係

事務事業名	東京2020大会関係事業
-------	--------------

財務科目・総事業費（予算額）		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	6	保健体育費
目	1	保健体育総務費
事業番号	10	東京2020大会関係事業
総事業費(円)	6,997,000	

施策体系（長期総合計画）

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	123	2

施策体系（教育総合計画マスタープラン）

柱	方向性	令和3年度末までに目標とする効果（姿）		
1	1	新たな知識や技術を習得したいという市民の思いやスポーツ活動など、一人一人が健幸で生きがいある生活を送ることができるよう支援を強化する。		
指標名 長期総合計画		123 この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合		
現状値（令和3年度）		目標値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和7年度）
30.2% （新型コロナウイルス感染症拡大の影響による減と推測される）		31.30%	33.80%	39.20%

重点とする事業

事業名	東京2020大会関係事業 （柱1・方向性1・新たな知識や技術を習得したいという市民の思いやスポーツ活動など、一人一人が健幸で生きがいある生活を送ることができるよう支援を強化する）
開始当初	○聖火リレー出発式の開催、安全確保のための警備体制の確保、事業でのマスコットPR等により、オリンピック・パラリンピックの気運醸成を図る。 期間終了後もレガシーとして銘板設置や講演会の実施、ポッチャの普及を図る。
年度最終 （年度末までに目標とする効果に對しての状況）	○オリンピックについては清瀬市でも聖火リレーの開催に向けて準備していたが、東京都から公道でのリレー中止の決定が出された。代わりに府中市にて実施した聖火セレモニーで清瀬市の聖火ランナーが聖火をつなぎ、近隣自治体と足並みを揃えて気運醸成をはかった。パラリンピックについては、市役所前にて採火イベントを行うとともに、東京都から持ち帰った火を障害者施設に分火する取組みを行った。今後は講演会やポッチャ大会の実施により、大会レガシーを継承していく。 ○当初に加え、市内小学校で4年生を対象に実施できるよう調整していたポッチャ体験授業が中止となるなど、コロナ禍によりすべて予定通りとは行かなかったが、清瀬市出身の東京2020大会出場アスリートによる講演会を実施した。コロナが収束しない中での大人数での催しとなったが、観客同士の距離を取る等の感染症対策をはかり、来場者は年齢を問わず計113名が来場。車いすの方も2名いた。柱1-方向性1の目的は「支援」であるため、イベント参加者の多少が結果に直結しているかは判断しにくい。しかし、オリパラは世界規模でのスポーツ最大の祭典であり、その感動をいかに呼び起こせるかが市民のスポーツに対する意欲を引き出す。当課で実施しているニュースポーツ用具貸出の申請件数は例年一桁台（2～6件）だったが、令和3年度は45件と急激に伸びており、そのうち28件は東京2020大会で注目されたポッチャの用具貸出が占めていたことから、東京2020大会の気運醸成・レガシー継承への取り組みが、目標とする効果に対して一定の成果に繋がったと考えられる。
評価委員会（二次評価）での意見及び評価	○事業に対する指標の「この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合」の数値は市政世論調査に基づいている。ただし、同調査は3年ごとの実施であり、令和2年度の次は令和5年度の実施となる。よって、本シート記載の令和3年度の現状値は令和2年度の数字がそのまま用いられている。ここ数年、様々な事業は新型コロナウイルス感染症の影響に左右され、単純に令和2年度の数値を用いて令和3年度事業の効果検証をすることは困難である。しかし、参加者の割合を増やすことは目的ではなく、手段であり、本来の目的は上記目標に記載のとおり、「活動への支援を強化する」ことであるため、ニュースポーツ用具の貸出のデータをもとに、事業への取り組みが支援に寄与したであろうと判断していることも整合性は取れており、すべてが成果の要因とは言えないものの、一定程度は評価できる。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	○本事業は、令和4年度から、体育等振興事業に統合された。今後は、大会のレガシーも含めて広く生涯スポーツの普及を進めていく。 ○教育指導課の【体力の向上】③主体的に身体を動かす習慣の育成については、『生涯学習スポーツ課との共催で、学校内外における運動機会の場づくり（きよすぽサークルやポッチャ体験等）を検討するなど、身体を動かす場の拡大・充実を図る。』としていることから、連携して取り組んでいく。
外部評価委員意見	本事業の指標として「この一年でスポーツ・レクリエーションに参加したことがある人の割合」が妥当なのかについて検討した上で、本事業の成果を検証していくことが必要である。 妥当性への疑問点は、①3年ごとの市政世論調査に結果が検証のサイクルに合致するのか、②、一人一人が健幸で生きがいある生活を送ることができるよう支援を強化するという目的の検証が参加した人の割合でよいのか、③東京2020大会との関係性が不明確であるという3点である。 東京2020大会のレガシーを活用した取り組みであり、市民の健幸と生きがいある生活を支援することが目的であるのであれば、東京2020大会のレガシーを活用した教育委員会が行う“支援”の取り組みをより具体的に示す必要がある。またその成果としての参加したことがある人の割合を指標として設定することの妥当性を示す必要がある。

令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票

生涯学習スポーツ課 児童青少年係

事務事業名	(児童センター空調・換気設備改修工事)
-------	---------------------

財務科目・総事業費（予算額）		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	10	児童館費
事業番号	2	児童センター事業
総事業費(円)	276,255,000	

施策体系（長期総合計画）

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
3	33	331	3,4

施策体系（教育総合計画マスタープラン）

柱	方向性	令和3年度末までに目標とする効果（姿）		
1	2	世代を超えた交流などの情報の拠点として、いつでも誰もが集まれるように、空調・換気設備を改修し、機能の充実を図ります。		
2	4	安心した子育て、子供の健やかな成長を支援するために、多様な学びや交流の場を提供できるよう施設の改善を図ります。		
指標名 長期総合計画		331 子どもや若者が地域で見守られていると思う人の割合		
現状値（令和3年度）		目標値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和7年度）
33.9%(令和2年度調査)		35.5%	37.0%	39.5%

重点とする事業

事業名	児童センター空調・換気設備改修工事 (柱1・方向性2・世代を超えた交流などの情報の拠点として、いつでも誰もが集まれるように、空調・換気設備を改修し、機能の充実を図ります) (柱2・方向性4・安心した子育て、子供の健やかな成長を支援するために、多様な学びや交流の場を提供できるよう施設の改善を図ります)
開始当初	○児童センター内の空調設備及び換気設備の改修工事を実施する。 工期：第二回定例会市議会最終日の翌々日から令和4年1月31日まで (児童センター閉館期間は、令和3年9月1日から令和4年2月15日まで)
年度最終 (年度末までに目標とする効果に対しての状況)	○児童センター内の空調設備及び換気設備の改修工事は工期どおりに完了し、安心な子育て、子供の健やかな成長を支援するために、多様な学びや交流の場を提供できるよう施設の改善を図った。
評価委員会(二次評価)での意見及び評価	○空調設備に関しては、冷房を作動させても30℃を超える日が多かった遊戯室が、設定温度どおりの室温を保てるようになった。その結果、子どもたちが快適な環境で身体を動かして遊べるようになった。 ○換気設備に関しては、経年劣化によって機能が低下したことにより、新型コロナウイルス感染症対策として通常の窓や排煙窓を開けて換気を行っていたが、機能が改善されたことにより、機械換気のみで十分対策ができるだけの性能となった。その結果、風雨や害虫の心配が無くなり、子どもたちがより快適に過ごせるようになった。 ○当初の予定通り、夏季の猛暑時期を避け、令和3年9月1日から令和4年2月15日の間に工事を実施することができた。 ○代替施設がない中で、指定管理者がノウハウを活かして児童館事業を実施し、子どもたちの居場所を確保できたことは一定の評価ができる。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	○閉館中は、代替児童館を実施することにより、児童館事業を提供することができた。平日は神山公園であおぞら児童館を計64回実施し、のべ2,582人の利用があった。また、土日は清瀬市立第十小学校の体育館を借りて児童館を計38回実施し、のべ1,212人の利用があった。
外部評価委員意見	児童センターの空調・換気設備改修工事により、これまで以上に快適に世代を超えた交流の場となり、人と社会をつなげる地域コミュニティの体制が整備されたことは大いに評価できる。特に子育て世代にとっては、安心して子どもの居場所が提供されることで子どもの健やかな成長が実感できる。また、中、高校生などの若者世代にとっては、学習室で勉強ができるといった学びの場が保障され、児童センターを拠点とした社会総がかりで教育力の向上が実現されている。これらの取組の指標には「地域で見守られていると思う人の割合」とあるが、この指標の効果を検証するには、アンケート調査などが必要ではないか。目標値の設定について、今後検討が必要である。

令和3年度重点事業報告書兼点検評価個票

事務事業名	図書館を使った調べる学習コンクールの実施
-------	----------------------

施策体系（長期総合計画）

基本目標	基本方向	施策	施策の方向性
1	12	122	3

施策体系（教育総合計画マスタープラン）

柱	方向性	令和3年度末までに目標とする効果（姿）		
3	8	児童・生徒の学力を高めるためには、学習内容への興味・関心が不可欠です。図書館を使った調べる学習コンクールの実施により、意欲的に学習するための図書館利用を促進します。		
指標名 長期総合計画		122 この一年で図書館に行ったことがある人の割合		
現状値（令和3年度）		目標値（令和4年度）	目標値（令和5年度）	目標値（令和7年度）
44.9%(令和2年度調査)		53.00%	53.00%	53.00%

重点とする事業

事業名	図書館を使った調べる学習コンクールの実施 (柱1・方向性12・児童・生徒の学力を高めるためには、学習内容への興味・関心や、意欲的に学習する態度が不可欠です。指導法の工夫や教育機器の適切な活用によってこれらの力を育みます)
開始当初	○教育指導課と連携して公立小中学校に呼びかけ、公益財団法人図書館振興財団主催の「図書館を使った調べる学習コンクール」への参加を目指す。 実施にあたっては児童・生徒が設定したテーマを調べる際に、学校図書館とともに積極的に支援し公共図書館の活用を推進する。
年度最終 (年度末までに目標とする効果に対しての状況)	○公益財団法人図書館振興財団主催の全国コンクールに教育長賞を受賞した4点を推薦し、奨励賞1点と佳作3点の入選となる。 新型コロナウイルス感染症の影響で公立図書館として十分な支援体制を築けない中、それでも公共図書館、学校図書館の図書を活用し予想を上回る応募をいただいた。今年度の結果を踏まえ次年度以降、より多くの児童・生徒の参加と公共図書館及び学校図書館の利用を促進し調べ学習の意欲の向上に努めたい。
評価委員会(二次評価)での意見及び評価	○新型コロナウイルス感染症の影響で従前どおりの公共図書館の利用ができない中、数多くの作品の応募があった。児童・生徒の来館状況から、学校図書館の図書も活用された様子がうかがえる。来年度、募集作品数の増加が見込まれることから、今年度と同様の第1次審査は難しくなるため、第1次審査の実施方法を考える必要がある。 ○学校への団体貸出が増えており令和3年度は760冊の貸出があった。また、学習貸出も小学校4388冊、中学校200冊と幅広く利用いただいた。
方向性を同じくする事業や特にアピールするものがあれば記載	○夏休みには小学生中学生の調べ学習の本を集め展示し、ポスターの掲示も併せて広報した。カウンターでも個々に声がけをし、展示コーナーにおいてあるもの以外の本にも導けるようにした。
外部評価委員意見	本事業は「図書館を使った調べ学習コンクールの実施」を通じた図書館の利用の促進であるが、GIGAスクール構想などが進められている現状の中で、本事業を重点事業として位置付けることの意味合いの検討が必要である。 他部局では情報機器の活用が促される探究学習の推進が重点事業とされている。教育委員会全体の活動として捉えるならば、その事業やGIGAスクール構想との関係も考慮しながら、本事業の活用内容をより具体的に検討し、「この1年間に図書館に行ったことがある人の割合」が指標として妥当なのかということを検討する必要がある。 活字離れが進む中で、図書館の利活用による調べ学習も重要であるが、現在の情報化が進む中では、それと併用した情報機器の活用も重要であり、両者の利点を判断して児童生徒が調べ学習において適切に利活用にすることが重要であると考え。そのような視点から他の関連事業との関係も意識した上で、本事業の施策としての意味合いを示す必要がある。

図書館		
財務科目・総事業費（予算額）		
会計	1	一般会計
款	10	教育費
項	5	社会教育費
目	2	図書館費
事業番号	4	図書館運営管理事業
総事業費(円)	39,425	

「更なる連携・協働体制の確立を」 十文字学園女子大学 塚田昭一

1. 昨年度の成果を踏まえて

昨年度の点検・評価で「新たな発想でチャレンジ」をお願いしました。事務局員の皆様が真摯に受け止めてくださり、市民、子どもたちのためにとコロナ禍においても新たなチャレンジが見られました。一例を挙げると、清瀬市体育連盟所属の専門家の指導を受けながら、小学生からお年寄りまで一緒になって、バドミントンを楽しむ取組があったとお聞きしております。今後の中学校部活動改革にもつながるもので、昨年度の成果の一つです。このような取組をさらに充実、発展させるために、各組織の連携・協働体制について提案させていただきます。

2. 連携・協働体制の見える化を

令和 3 年度清瀬市教育委員会重点事業として、6つの事業が取り上げられました。6つの事業で関連付けできるものが、教育総務課と教育指導課の「ICT活用」、図書館と教育指導課の「図書館を使った調べる学習コンクール」が考えられます。令和 3 年度の点検・評価を実施し、関連する他課（館）との更なる連携・協働体制の必要性を感じました。

各課（館）が連携・協働するために、事業プロセスの見える化をされてはいかがでしょうか。具体的には個票の表し方の提案です。例えば、教育総務課が、教育機器のハード面の整備を担当されましたが、学校での ICT 機器の活用を拡げるためには、教育指導課との連携・協働は欠かせません。その連携・協働のプロセスが見えるように個票の表し方を工夫する必要があります。工夫の視点としては、重点項目を決め、いつまでに、誰が、何をするのかについて、そして中間の段階で連携・協働体制は有機的に機能し、関連付けにより事業の深化、質的充実に繋がっているか、目標値の修正などが考えられます。

市民への説明責任を果たすために、段階的にその道筋が見えるように更なる連携・協働体制の確立が必要ではないでしょうか。

3. 新たな発想でチャレンジを

各課（館）の連携・協働体制が有機的に機能するために、子どもたちの学びと同様、クラウド型 Web 会議の在り方を今後検討されてはいかがでしょうか。在宅勤務でも会議に参加したり、ワークスペースに自由な時間に書き込みをしたりと、時間、場所の制約がない会議の在り方は、多忙化を避ける「新たな発想のチャレンジ」になるのではないのでしょうか。

1. 点検及び評価の目的

なぜ点検及び評価をしなければいけないのでしょうか。

説明責任を果たすためという回答もあるかもしれません。それも重要なことです。なぜその事業を行うのかということの根拠を示すためにも、点検及び評価において事業の状況を市民に対してわかりやすく公表し、説明していくことが行政機関として求められています。

しかし同時に、点検及び評価を事業の改善につなげていくことも重要です。そのためには、事業目的に基づく目指す姿とその姿を検証するために必要な指標を的確に設定し、その指標に基づいて現状の成果と課題を明らかにした上で、誰がいつ何をどのようにしていくのかという事業計画を立て、その進捗管理をする中に、点検及び評価を位置付けていく行政サイクルの構築が重要です。

現在の清瀬市の点検及び評価は、説明責任という点では機能していると言えるでしょう。しかし、後者の改善のためのものとしては十分には機能しているとは言えません。今後は、検証結果から現状の成果と課題を解明し、何をどう改善していくのかを明確にすることを意識した点検及び評価の仕組みに転換することを期待します。

2. 全体像と重点事業の関係性の明確化

点検及び評価の対象事業は、教育総合計画の中から重点事業として担当課が選定されたものが対象となっています。しかし現状では教育総合計画の中での位置づけや、重点事業としての妥当性が必ずしも明確に示されていません。

教育総合計画の達成目標との関係において、点検及び評価の対象とする重点事業がどのような位置づけなのかという全体像を示した上で、重点事業の成果が達成目標の何を達成するのかという関係性や、達成するための取組の道筋を示すルートマップを明示化することが重要です。

現在のものでは重点事業の個別の達成状況はわかりますが、教育総合計画全体の達成状況はわかりません。今後は、教育総合計画全体との関係を意識した重点事業の点検及び評価を実施することを期待します。

3. 関係部局間の連携と役割分担の明確化

重点事業には主管部局が示されていますが、実際には教育委員会内及び市長部局内の多様な部局との連携関係の中で事業が行われています。点検及び評価においては、重点事業としての目的に照らして、関係部局の役割分担や責任の所在を明確化した上で、点検及び評価の内容を記載することが重要です。

第5 清瀬市教育委員の活動状況(令和3年度)

1 教育委員会の構成

職 名	氏 名	任 期
教育長	坂田 篤	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 4 年 3 月 31 日
教育長 職務代理者	宮川 保之	自 平成 30 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日
委 員	粕谷 衛	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 6 年 3 月 31 日
委 員	兵頭 扶美枝	自 令和 3 年 4 月 16 日 至 令和 7 年 4 月 15 日
委 員	土屋 佳子	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 5 年 3 月 31 日

2 教育委員会定例会・臨時会

毎月 1 回定例会を、必要に応じて臨時会を開催し、議案、報告事項等を審議しました

実 施 日	主 な 審 議 項 目
令和 3 年第 4 回定例会 令和 3 年 4 月 16 日	議案第 12 号 事務の臨時代理の承認について 議案第 13 号 清瀬市立小中学校における令和 3 年度集団宿泊的行事の取り扱いについて ・新型コロナウイルス感染症について ・令和 3 年度教育委員会重点事業について ・令和 3 年度教育委員会訪問の日程調整 ・令和 3 年度研究指定校・各種委員会等について ・令和 4 年度使用清瀬市立小・中学校特別支援学級の教科書採択の流れについて ・清瀬市生涯学習基本方針（答申）について
令和 3 年第 5 回定例会 令和 3 年 5 月 21 日	議案第 14 号 清瀬市コミュニティハウス設置条例施行規則の制定について ・清瀬市コミュニティハウスにおける「地域交流拠点の運営に関する調査研究事業」の令和 2 年度報告 ・新型コロナウイルス感染症について
令和 3 年第 1 回臨時会 令和 3 年 5 月 31 日	議案第 14 号 清瀬市コミュニティハウス設置条例施行規則の制定について（5 月 21 日より継続審議）
令和 3 年第 6 回定例会 令和 3 年 6 月 18 日	・教育委員会点検評価書式の変更について ・令和 4 年度使用 清瀬市立中学校教科用図書採択について ・令和 2 年度 長期欠席・いじめ調査の報告について ・新型コロナウイルス感染症について
令和 3 年第 7 回定例会 令和 3 年 7 月 16 日	議案第 15 号 事務の臨時代理の承認について ・新型コロナウイルス感染症について

令和3年第8回定例会 令和3年8月20日	議案第16号 令和4～6年度使用 清瀬市立中学校教科用図書の採択について 議案第17号 令和4年度使用 清瀬市立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について 議案第18号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について 議案第19号 事務の臨時代理の承認について ・新型コロナウイルス感染症について
令和3年第9回定例会 令和3年9月21日	・清瀬市立学校特別支援学級再編について ・令和3年度1学期の長期欠席・いじめ等の状況について ・新型コロナウイルス感染症について
令和3年第10回定例会 令和3年10月15日	議案第20号 清瀬市立学童クラブ条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第21号 清瀬市社会教育委員の選任について 議案第22号 スポーツ推進委員の選任について ・清瀬市公共施設再編計画（地域レベル編）について ・令和3年度重点事業報告（中間） ・第2次清瀬市教育総合計画マスタープラン実行計画（令和3年度～令和5年度）ローリングについて ・清瀬市小中学校における宿泊行事の実施状況 ・新型コロナウイルス感染症の状況について
令和3年第11回定例会 令和3年11月19日	・令和4年度学校給食費の改定について ・令和4年度清瀬市立学校教育課程編成基準について ・特別支援学級の新設移設計画について ・第13回石田波郷俳句大会について ・令和4年清瀬市成人記念式典について ・清瀬小学校・清瀬第八小学校の児童及び保護者への新校建設に向けたアンケートの実施について ・新型コロナウイルス感染症の状況について ・清瀬市立学校における人事に係る服務事案について
令和3年第12回定例会 令和3年12月24日	議案第23号 令和3年度清瀬市教育委員会表彰について 議案第24号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則について（教育総務課長） 議案第25号 清瀬市特別支援教育推進計画評価・検討委員会運用要綱の一部改正について 議案第26号 ピース・エンジェルズ実行委員会設置要綱の一部改正について 議案第27号 清瀬市学校運営協議会規則の制定について 議案第28号 事務の臨時代理の承認について ・清瀬市学校運営協議会設置校について ・令和3年度「命の教育フォーラム」について ・令和3年度「清瀬の100冊」読書感想文コンテストの結果について ・コミュニティハウス事業進捗について ・清瀬市スポーツ推進委員の退任について ・令和4年清瀬市成人記念式典について ・清瀬市立学童クラブ施設4か所の指定管理者の選定について ・清瀬駅南口地域児童館整備基本計画について

	・新型コロナウイルス感染症の状況について
令和4年第1回定例会 令和4年1月21日	議案第27号 清瀬市学校運営協議会規則の制定について(令和3年第12回より継続審議) 議案第1号 民法の一部を改正する法律に伴う清瀬市教育委員会規則の一部を改正する規則 議案第2号 清瀬市スポーツ推進委員の選任について ・令和4年(2022年)清瀬市成人記念式典の報告について ・清瀬駅南口地域児童館整備基本計画について ・新型コロナウイルス感染症の状況について
令和4年第2回定例会 令和4年2月25日	議案第3号 第2次教育総合計画マスタープラン実行計画(令和4年度～令和6年度)について 議案第4号 清瀬市立学校施設のスポーツ及び遊び場開放に関する規則の一部を改正する規則について 議案第5号 清瀬市教育委員会の所管に係る清瀬市公共施設予約情報管理システムに関する規則の一部を改正する規則について 議案第6号 事務の臨時代理の承認について ・令和4年度 教育委員会定例会・臨時会等審議予定について ・令和3年度卒業式及び令和4年度入学式について ・清瀬市道徳郷土資料集改訂版について ・年間スポーツ事業の見直しについて ・スポーツ推進委員の退任について ・新型コロナウイルス感染症の状況について ・清瀬市立学校における人事に係る服務事案について
令和4年第3回定例会 令和4年3月18日	議案第7号 清瀬市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第8号 清瀬市就学援助費支給要綱の一部改正について 議案第9号 清瀬市特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部改正について 議案第10号 令和4年度清瀬市立小・中学校教育課程の受理について ・令和3年度清瀬市教育委員会重点事業(最終報告)について ・令和3年度学校評価について ・令和4年度特色ある学校づくり事業予算査定結果について ・新型コロナウイルス感染症の状況について

3 教育委員会学校訪問

(1) A訪問(学校訪問)

趣 旨:学校訪問を通して、学校経営方針及び教育課程届に基づく教育課程の進行状況並びに各校の特色ある教育活動や校内研究、授業改善推進プラン等の取組状況を把握する。

内 容:授業参観(3・4校時)、給食試食、管理職との懇談(5校時)

訪問者:教育長、教育長職務代理者、教育委員、事務局職員

(2) B訪問(指導訪問)

訪問者:指導主事(教育委員が参加する場合があります。)

内 容:研究授業観察(5校時)、研究協議への参加及び指導・助言

※校内研究又は校内研修会における研究授業を兼ねることも可とする。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、A訪問はオンライン会議(学校経営計画等)にて実施、実訪問と給食実施は中止としました。

訪問日	学 校 名	訪問パターン
令和3年6月30日	清瀬第三小学校	B
令和3年7月7日	清瀬第八小学校	B
令和3年10月4日	清瀬第三中学校	A
令和3年10月6日	清瀬第六小学校	B
令和3年10月7日	清明小学校	A
令和3年10月20日	清瀬第二中学校	B
令和3年10月28日	清瀬第四中学校	A
令和3年11月8日	清瀬第四小学校	A
令和3年11月24日	清瀬小学校	B
令和3年12月1日	清瀬第五中学校	A
令和4年1月19日	清瀬第七小学校	B
令和4年1月27日	芝山小学校	A
令和4年2月2日	清瀬第十小学校	A

※来年度はA訪問とB訪問を交代して実施します。

4 教育委員として就任している他の組織の委員等

各組織の運営等に関し、教育的な見地から助言を行うため、委員等に就任しています

組 織 名	任 期	委 員 名
清瀬市男女共同参画センター 運営委員会委員	令和 2年 4 月～令和4年 3月	土屋 佳子 委員
子ども子育て会議委員	平成 28 年 8 月～令和 3 年 7 月	兵頭 扶美枝 委員
子ども子育て会議委員	令和 3年 8 月～令和 4 年 7 月	土屋 佳子 委員
東京都市町村教育委員会連合 会常任理事	令和 2年 5 月～令和 4年 5 月	兵頭 扶美枝 委員

<資料>

清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の 状況の点検及び評価実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条の規定に基づき、清瀬市教育委員会(以下「委員会」という。)が自らの権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施するために必要な事項を定めることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところとする。

- (1)点検 個々の施策及び事業のこれまでの取組状況や成果について、取りまとめることをいう。
- (2)評価 個々の施策及び事業についての点検を踏まえ、課題を検討するとともに、今後の取組の方向性を示すことをいう。

(点検及び評価の対象)

第3条 点検及び評価の対象は、清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策とする。

(点検及び評価の実施)

第4条 委員会は点検及び評価は、前年度の清瀬市教育総合計画マスタープランの基本方針に基づく主要施策の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。

2 委員会は点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

3 委員会は施策及び事業の進捗状況等を取りまとめ、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取する機会を設けるものとする。

4 委員会において点検及び評価を行った後、その結果を取りまとめた報告書を作成し、清瀬市議会へ提出するとともに公表するものとする。

(学識経験者等の知見の活用)

第5条 教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、点検・評価に関する有識者を置く。

(委任)

第6条 この要綱に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 10 月 16 日教委訓令第4号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 28 年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以後に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 76 号)附則第2条第1項に規定する旧教育長が在職する場合においては、改正後の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は適用せず、この規則による改正前の清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価実施要綱の規定は、なおその効力を有する。

令和４年度 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理
及び執行の状況の点検及び評価（令和３年度分） 報告書

令和４年８月発行

発 行 清 瀬 市 教 育 委 員 会

〒204-8511 東京都清瀬市中里五丁目８４２番地

電 話 ０４２-４９２-５１１１ ・ FAX ０４２-４９５-３９４０

～清瀬市教育委員会は「子供が育つ 市民が育つ まちも育つ 清瀬の教育」の実現に努めます～

